

---

---

## 1. 計画の目的と改定の背景

---

### 1.1. 計画改定の目的

二ヶ領用水は、農業が生活の中心となっていた江戸時代から明治時代には、幹線水路及び支線水路の延長が約 189.4km(推定距離)にも及ぶ我が国最大の農業用水でした。そこには、二ヶ領用水を中心とした地域共同体が形成され、きめ細やかに管理された「水文化」が作り上げられていました。

時はめぐり、昭和 30 年代以降の高度経済成長期の急激な都市化の中で、往時の豊かな水の流れの姿や、水とともにあった暮らしの多くが消失しています。

しかしながら、二ヶ領用水が現在の川崎市の骨格をつくりあげたことは疑う余地もなく、現在では治水・利水機能上の大切な役割を果たし、同時に都市における貴重な水辺空間として市民に親しまれています。

本計画は、この川崎市にとって宝とも言うべき二ヶ領用水を、治水機能・利水機能・環境の機能に加えて、歴史的な側面からも見つけ直し、総合的なまちづくりの観点から、かつて二ヶ領用水が築いてきた伝統や、紡いできた数々の物語などをも未来につなげ、安全で心豊かな都市空間の創造を目指すため、効果的で実現性の高い計画として改定するものです。



(昭和 15(1940)年 国防婦人会による田植え)



(現在：宿河原線 緑橋付近)

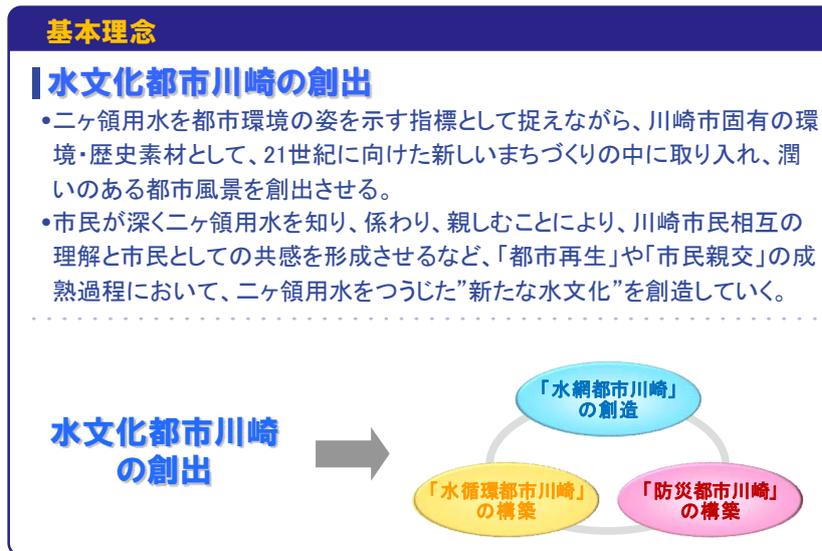
写真 1 二ヶ領用水の風景

## 1.2. 計画改定の背景

二ヶ領用水総合基本計画は、平成5(1993)年3月に「水網都市川崎の創造・水循環都市川崎の構築・防災都市川崎の構築」の3つの基本方針を柱にして策定されました。

主な施策メニューは、「用水路の保全・再現を目指した環境整備」「治水対策・防災対策の推進」などのハード整備を中心としたものです。

この計画の策定により、「二ヶ領用水久地円筒分水周辺の環境整備」や「河道の整備」などが進められてきました。



### 「水網都市川崎」の創造

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①現存する用水掘の保全再生</li> <li>②失われた用水掘の再現</li> <li>③用水掘を取り巻く修景・景観整備</li> <li>④用水の利用・活用<br/>(農業用水・環境用水・教育用水)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○二ヶ領用水の幹線水路網を都市の中に再生・再現し、都市空間の中に新たな水の風景をつくりだし、「工業都市川崎」の都市イメージを「水網都市川崎」への都市イメージに変換させていくことを目指す。</li> <li>○二ヶ領用水水路網の歴史・文化的・土木技術的価値を、ふるさと川崎のアイデンティティを形成する「土木遺構」として捉え、“歴史的文化財”としての保全・再生を目指す。</li> </ul> |
|--|---|

### 「水循環都市川崎」の構築

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①雨水の貯留・浸透</li> <li>②下水処理水の再利用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○近代都市に対応した雨水浸透の向上を図り、「水循環都市」の構築を目指す。</li> <li>○都市に降る雨を資源として捉え直し、雨水や下水処理水等の有効利用を図る水思想(「節水型都市」、「水リサイクル型都市」)の実現を目指す。</li> </ul> |
|---|---|

### 「防災都市川崎」の構築

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①総合治水対策</li> <li>②二ヶ領用水を活かした防災対策</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○都市化に対応した総合的な治水対策を推進し、水害や内水氾濫など、都市型の自然災害に強い都市づくりを目指す。</li> <li>○過密化した都市内における大震災や大火など、都市型災害に強い都市づくりを目指す。</li> <li>○複雑多岐にわたる都市防災の分野に入り込むものではなく、川崎市の都市防災の方向の中で、以下の取組を提案するものである。</li> </ul> |
|--|--|

図1 二ヶ領用水総合基本計画(平成5(1993)年)における基本理念・基本方針

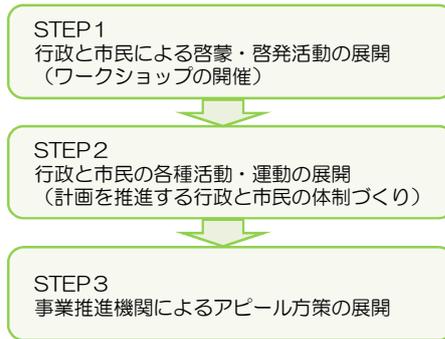


図 2 ニヶ領用水総合基本計画（平成 5(1993)年）におけるアピール方策の展開方針

一方で、計画策定から現在まで約 20 年が経過し、社会情勢や周辺土地利用が大きく変貌したこと、人口減少の予測や少子高齢化社会の到来などの新たな社会情勢局面を迎えていること、また、河川法の改正に代表されるように、住民や市民団体が川づくりに参画することに対する重要性の認識が高まってきたことや、国や川崎市において様々な関連法令・政令の制定、計画の策定が行われてきたことなどの河川を取り巻く社会環境の変化が起きています。

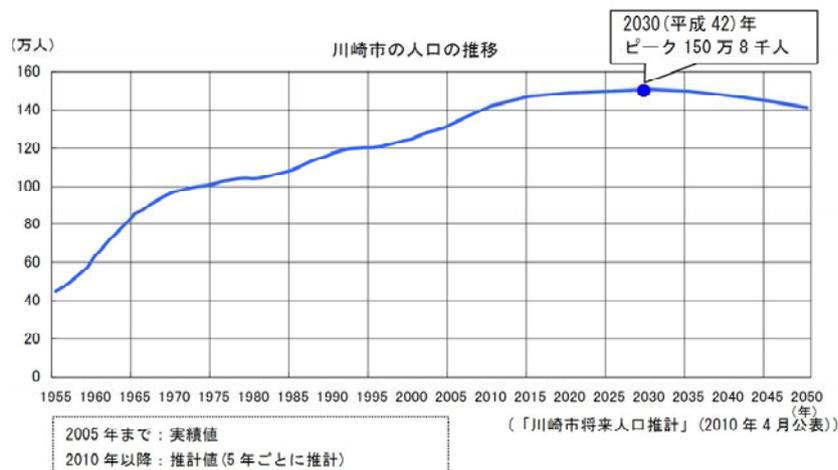


図 3 川崎市の人口の推移（予測）（川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」より）

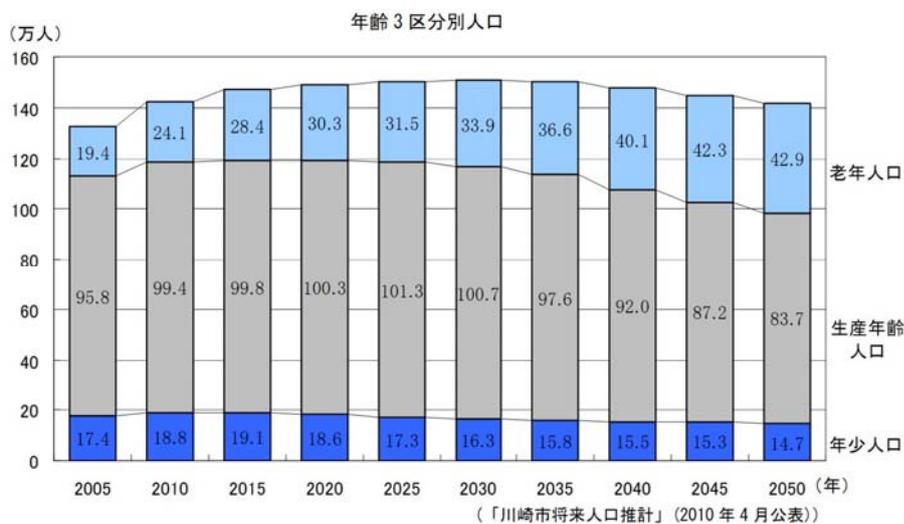


図 4 川崎市の年齢 3 区分別人口の推移（予測）  
（川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」より）

川崎市でも、「川崎市新たな行財政改革プラン～第4次改革プラン～」の策定と連動して、「川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画」が策定されています（平成23(2011)年）。フロンティアプランの中でのキーワードとして、「持続可能」「民間活力を活かした都市拠点形成」「まちづくり」などが挙げられています。

また、「川崎市環境基本計画」「川崎市都市計画マスタープラン」「川崎市緑の基本計画」「川崎市景観計画」なども、社会情勢の変化を踏まえ、順次策定・改定が行われています。

そこで、二ヶ領用水総合基本計画においても、計画策定後約20年を契機に、計画の基本理念である「水文化都市川崎の創造」の実現に向けて、効果的で実現性の高い計画に改定することとしました。

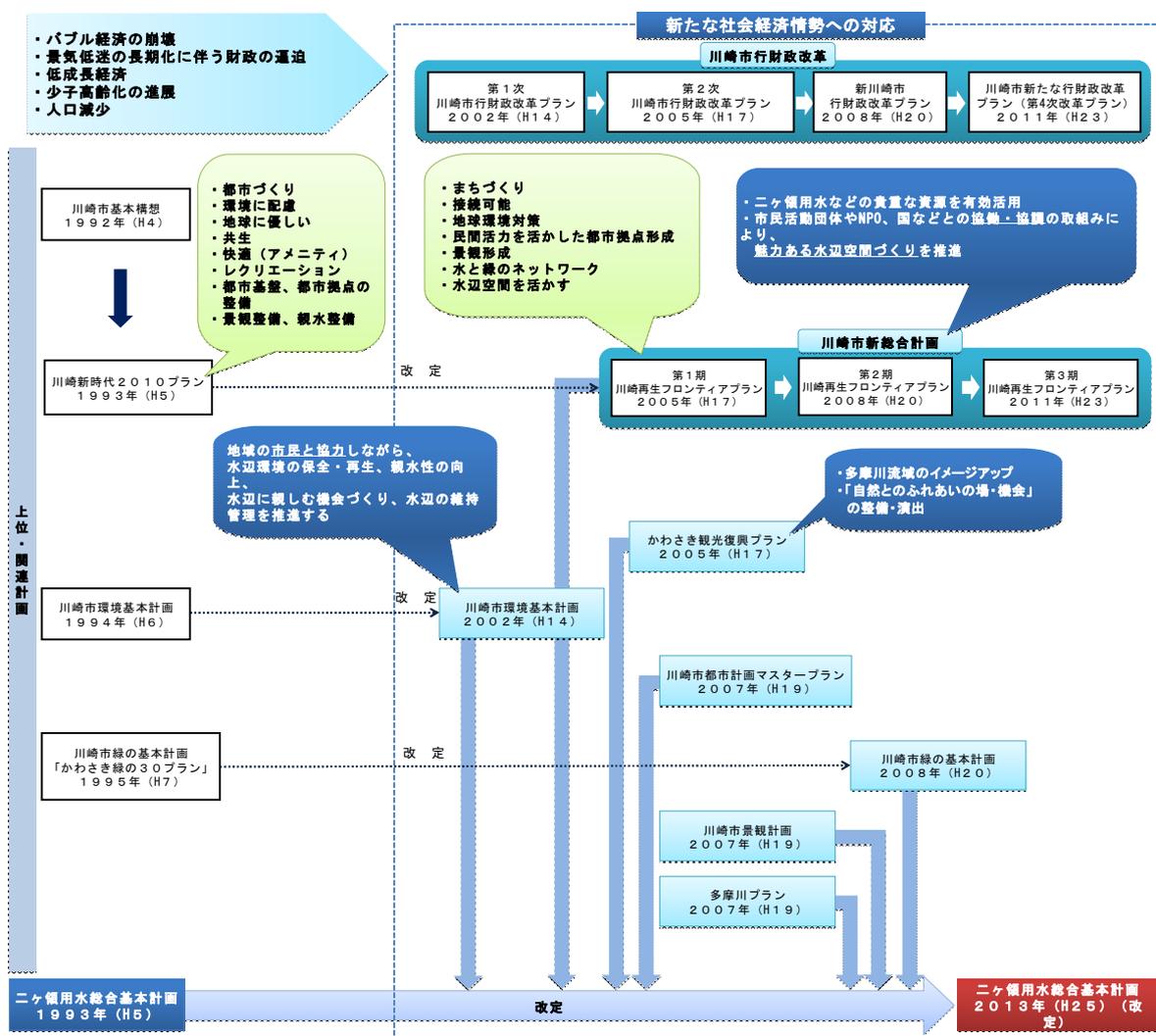


図5 平成5(1993)年から現在までの川崎市における関連計画の策定状況

### 1.3. 計画改定の方向性

今回の計画改定の方向性は、当初に計画が策定された後の社会情勢や周辺土地利用の大きな変貌に対応するとともに、これまでの二ヶ領用水の保存・復元を基本とした親水整備等のハード整備中心の計画から、市民との協働を基本とした具体的な施策を位置付けていくものとします。

### 1.4. 川崎市新総合計画の位置付け

川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」は、平成17年度から概ね10年間における市政運営の基本方針であり、川崎市における最上位の計画であります。

二ヶ領用水総合基本計画についてもその中に位置付けられており、まちづくりの基本目標「誰もがいきいきと心豊かに暮せる持続可能な市民都市かわさき」を目指し、まちづくりの基本方向に沿い、7つの基本政策のうち、VI「個性と魅力が輝くまちづくり」を進めます。

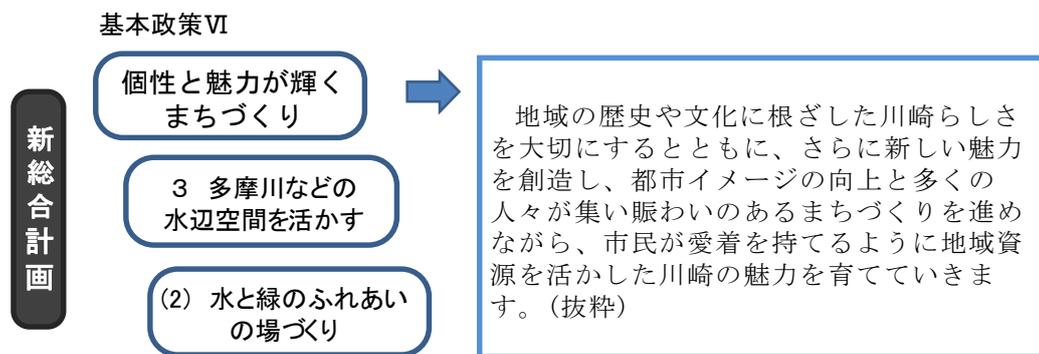


図 6 川崎市新総合計画 基本政策VI